

浜松市教育委員会会議次第

令和元年10月31日(木)

12時30分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】※議会提案案件のため非公開

第41号議案～第47号議案

【議決案件】※人事案件等のため非公開

第48号議案～第51号議案

(2) 報 告

ア 令和元年度浜松市優秀教職員表彰について

(教職員課)

イ 令和2年度浜松市立幼稚園園児募集の結果について

(幼児教育・保育課)

ウ 教職員のSNS利用に関するガイドラインについて

(教職員課)

6 閉 会

令和元年度浜松市優秀教職員表彰について

教職員課

1 幼稚園

番号	園名	職種	氏名	性別	分野					
1	赤佐	教諭	田口 彩	女	ア				カ	
2	引佐	教諭	鈴木 千香子	女	ア					

(分野)

- ア 保育・学習指導
- イ 生徒指導・進路指導
- ウ 体育・保健・給食
- エ 特別活動・部活動
- オ 発達支援教育
- カ 地域連携
- キ 国際交流
- ク 学校事務・学校運営・組織
- ケ その他

2 小学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野					
1	西	教諭	飯尾 亮子	女	ア	イ				
2	県居	教諭	鈴木 範子	女	ア	イ				ケ
3	追分	教諭	今井 忍	男					カ	
4	曳馬	教諭	渡邊 真理	女	ア	イ				
5	富塚	教諭	川本 仁美	女	ア					ケ
6	白脇	教諭	宮本 朋典	男	ア	イ	エ			
7	浅間	教諭	松山 とし美	女	ア					ケ
8	鴨江	教諭	沖田 隆志	男	ア	イ				
9	船越	教諭	藤原 淳史	男	ア	イ				
10	与進	主幹教諭	岩崎 光宏	男		イ	ウ			ク
11	中ノ町	教諭	中村 美文	女	ア	イ		オ	カ	ケ
12	花川	教諭	切畠 正雄	男	ア				カ	ケ
13	積志	教諭	梅本 恵美子	女	ア					ケ
14	和地	教諭	鳥井 みのり	女	ア					キ
15	泉	教諭	坂口 由佳	女	ア	イ				
16	大瀬	教諭	堀部 憲一	男	ア		エ			クケ
17	与進北	教諭	奥出 裕子	女	ア	イ				
18	富塚西	教諭	河瀬 敏子	女	ア					ケ
19	芳川北	教諭	横井 登希江	女				オ		
20	有玉	教諭	吉田 博子	女	ア	イ	エ			
21	舞阪	教諭	永田 典子	女			ウ			カケ
22	浜名	教諭	永田 直美	女	ア	イ				
23	中瀬	教諭	鈴木 純子	女					オ	
24	赤佐	教諭	藤田 和見	男					オ	
25	気田	教諭	佐々木 章枝	女	ア					
26	奥山	教諭	金原 てるみ	女	ア		エ		カ	
27	平山	教諭	池田 邦枝	女					カ	ケ
28	双葉	教諭	山崎 真	男	ア				カ	
29	引佐北部	教諭	望月 実	男	ア			オ		
30	中部	教諭	松原 利治	男						ケ

【職種・男女別人数】

校種	男女	計	小計	前年度比
幼稚園	男	0	2	0
	女	2		
小学校	男	11	30	△4
	女	19		
中学校	男	8	18	△5
	女	10		
高校	男	1	1	0
	女	0		
男女比	男計	20	31	20
	女計	31		
合計			51	△9

【職種別人数】

職種	小計	前年度比
主幹教諭	1	1
教諭	46	△7
養護教諭	3	△3
栄養教諭	0	0
事務職員	1	0
合計	51	△9

3 中学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野					
1	東部	教諭	内田 哲也	男		イ	エ			ケ
2	曳馬	教諭	來住 訓世	女		イ	エ			
3	与進	事務職員	井谷 紀之	男					カ	クケ
4	南陽	養護教諭	木根 典子	女		イ	ウ			
5	入野	教諭	鈴木 政晴	男	ア		エ			
6	積志	教諭	梅田 智恵	女	ア					
7	丸塚	養護教諭	名倉 宏美	女			ウ			
8	高台	教諭	鳥居 敦雄	男		イ	エ	オ		
9	中郡	教諭	水谷 容啓	男		イ	エ			
10	中郡	養護教諭	平田 由美	女		イ	ウ	オ		
11	東陽	教諭	廣野 幸恵	女	ア	イ			カ	
12	可美	教諭	中村 里恵	女	ア			オ	カ	
13	舞阪	教諭	加茂 直道	男			エ			
14	浜名	教諭	渡邊 宏枝	女	ア					
15	北浜東部	教諭	野澤 詔子	女	ア					ケ
16	清竜	教諭	伊豆丸 早苗	女	ア			オ		ケ
17	光が丘	教諭	内山 克行	男		イ	エ			
18	三ヶ日	教諭	杉本 直樹	男		イ	エ			

4 高等学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野					
1	市立高校	教諭	駒月 茂	男						ケ

※ 表彰式(予定)

(日時)
令和元年12月3日(火)午後2時～
(会場)
教育センター

令和2年度浜松市立幼稚園園児募集の結果について

幼児教育・保育課

※令和2年度園児数は令和元年10月11日（募集締切時）現在

※令和元年度園児数は令和元年5月1日現在

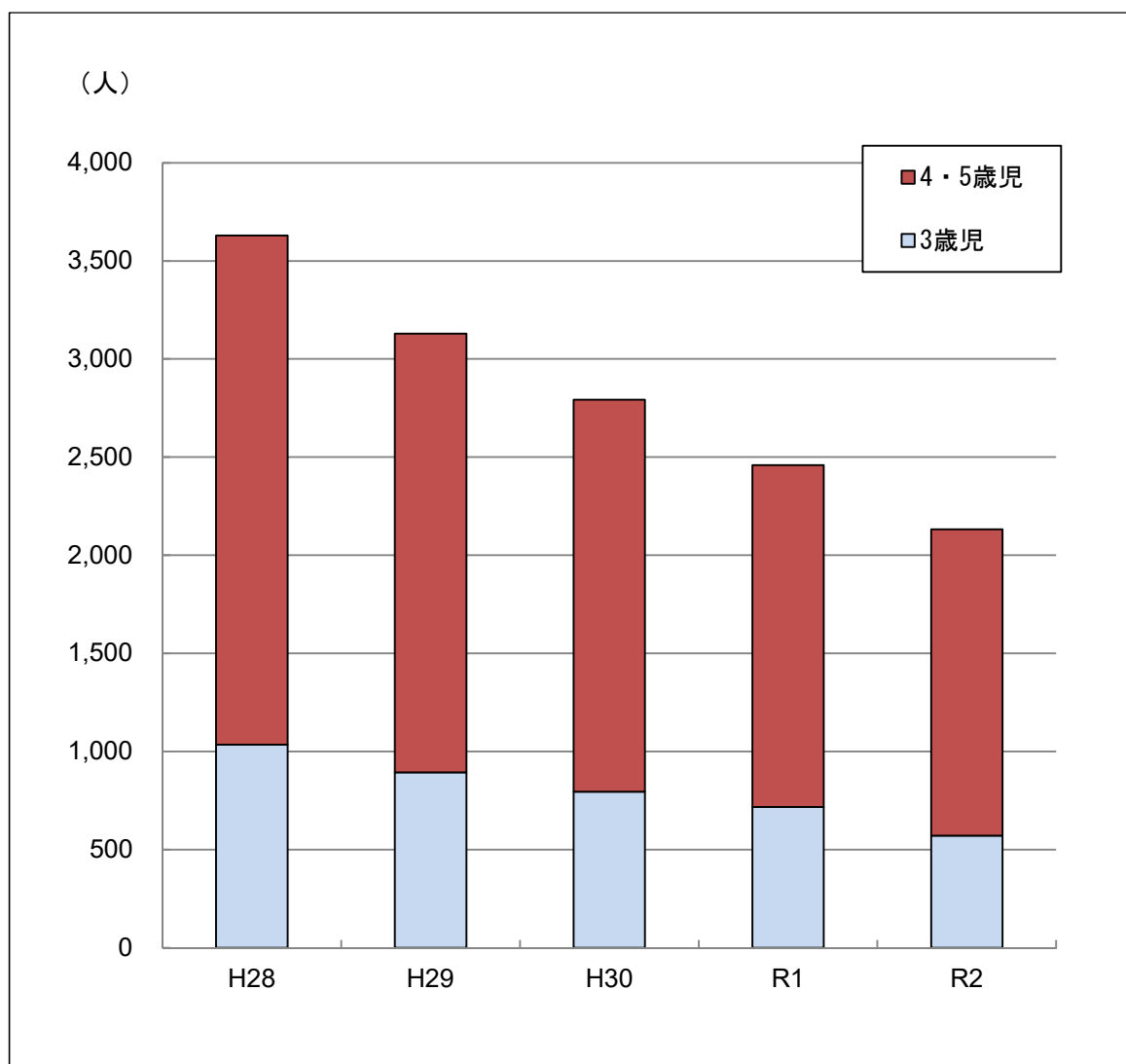
（単位：人）

No.	区	幼稚園名	令和2年度園児数				令和元年度 園児数(②)	増減 (①-②)
			3歳児	4歳児	5歳児	合計(①)		
1	南区	南の星	4	9	9	22	23	△ 1
2	東区	和田	3	9	10	22	36	△ 14
3	東区	与進	20	28	24	72	72	0
4	東区	豊西	21	20	28	69	70	△ 1
5	東区	笠井	18	11	15	44	39	5
6	東区	中ノ町	13	9	12	34	30	4
7	南区	芳川	4	10	7	21	30	△ 9
8	中区	花川	1	3	5	9	12	△ 3
9	北区	豊岡	10	21	11	42	63	△ 21
10	北区	三方原	1	6	10	17	33	△ 16
11	北区	初生	12	13	20	45	53	△ 8
12	南区	白脇	10	19	17	46	43	3
13	南区	飯田	4	5	6	15	23	△ 8
14	西区	神久呂	10	5	14	29	30	△ 1
15	東区	万斛	14	16	12	42	46	△ 4
16	東区	有玉	6	9	2	17	24	△ 7
17	東区	橋爪	25	28	44	97	109	△ 12
18	西区	伊佐見	7	15	8	30	30	0
19	西区	和地	1	7	6	14	18	△ 4
20	西区	北庄内	4	14	6	24	38	△ 14
21	西区	村櫛	6	7	10	23	23	0
22	南区	可美	13	25	30	68	94	△ 26
23	西区	舞阪	2	3	3	8	16	△ 8
24	西区	雄踏	30	47	45	122	142	△ 20
25	浜北区	小松	14	14	21	49	56	△ 7
26	浜北区	平口	5	5	7	17	23	△ 6
27	浜北区	北浜南	18	22	30	70	75	△ 5
28	浜北区	北浜中央	20	17	31	68	78	△ 10
29	浜北区	北浜北	5	4	10	19	21	△ 2
30	浜北区	北浜東	9	13	14	36	47	△ 11
31	浜北区	中瀬	38	42	49	129	152	△ 23
32	浜北区	上島	10	11	8	29	26	3
33	浜北区	赤佐	20	16	12	48	48	0
34	浜北区	赤佐西	10	14	22	46	51	△ 5
35	浜北区	宮口	16	26	22	64	74	△ 10
36	浜北区	新原	8	13	18	39	49	△ 10
37	浜北区	内野	9	23	17	49	67	△ 18
38	天竜区	二俣	13	15	19	47	57	△ 10
39	天竜区	光明	26	32	25	83	84	△ 1
40	天竜区	竜川	1	0	4	5	8	△ 3
41	天竜区	熊	3	1	1	5	3	2
42	天竜区	上阿多古	3	0	1	4	3	1
43	天竜区	下阿多古	3	3	4	10	7	3
44	天竜区	犬居	7	4	2	13	8	5
45	天竜区	気田	6	4	10	20	19	1
46	天竜区	浦川	0	1	0	1	2	△ 1
47	天竜区	佐久間	3	1	4	8	9	△ 1
48	北区	西気賀	1	4	4	9	13	△ 4
49	北区	伊目	0	6	9	15	20	△ 5
50	北区	中川	13	21	19	53	66	△ 13
51	北区	中央	3	13	9	25	30	△ 5
52	北区	高台	6	8	9	23	25	△ 2
53	北区	引佐	25	30	40	95	98	△ 3
54	北区	金指	0	6	0	6	9	△ 3
55	北区	奥山	10	2	9	21	16	5
56	北区	伊平	3	5	4	12	10	2
57	北区	引佐北部みさと	1	4	2	7	13	△ 6
58	北区	尾奈	11	15	9	35	41	△ 6
59	北区	大崎	5	6	11	22	36	△ 14
60	北区	平山	8	5	6	19	19	0
計 (60園)			572	745	816	2,133	2,460	△ 327

※参考 園児数の推移（平成 28 年度から）

※令和 2 年度園児数は令和元年 10 月 11 日（募集締切時）現在

※平成 28 年度～令和元年度までの園児数は各年度 5 月 1 日現在



(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
3歳児	1,036	894	796	718	572
園児数計	3,629	3,130	2,793	2,460	2,133
前年比較 (園児数計)	-	△499	△337	△333	△327

教職員のSNS利用に関するガイドラインについて

教職員課

教職員のSNS利用に関するガイドライン

令和元年11月

浜松市教育委員会

ガイドライン作成の目的

日常的な情報の交換や共有、自然災害時の連絡等、SNSは今や私たちの生活において欠かすことのできない情報伝達手段となっています。もはや学校教育においても、児童生徒に対して、SNS利用における情報モラルについて指導し、考えさせることは必須とも言えます。教育現場においても、学習活動の効果的なツールとしての利用や、研究成果の共有、教職員同士の意見交換等、積極的にSNSが活用されています。

一方で、SNS上での個人の発言や、相互のやりとりが、倫理的・社会的に問題となる事例が頻発していることも事実です。特に教職員は、如何なる理由があっても、市民の誤解を招くことのないように良識あるSNS利用を心掛け、インターネット上の振る舞いにおいても、教育公務員としての信用を傷つけることは許されません。

そこで、本市の教職員個人が、SNSを利用する際に、教育公務員としての使命、責任を認識したうえで、それらを適切に利用することができるよう、本ガイドラインを策定し、その遵守を求めます。

本ガイドラインにおける教職員の範囲

校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員、給食員、用務員、臨時講師、臨時養護教諭、臨時栄養職員、非常勤講師、支援員など

本ガイドラインの対象となるSNS等 及びその特徴

SNS (Social Networking Service) とは インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称です。代表的なものに Facebook・LINE・Twitter・Instagram などがあります。その他、SNS より広義の意味合いをもつソーシャルメディアである YouTube、ブログなども本ガイドラインの対象となります。

その特性としては、情報拡散のスピードの速さ、範囲の広さなどがその利点として挙げられる一方で、匿名性や信ぴょう性の低さなどが危険性として指摘されています。

※公的な利用を目的とした学校のホームページやブログ等の学校アカウントによる情報の送受信は、本ガイドラインの対象外です。

SNSの利用にあたり注意すべき点を具体的に紹介します。取り返しのつかない失敗をすることがないように遵守してください。

1 利用前には閲覧者の設定・公開範囲を確認する。

仲間だけの会話のつもりが世界に発信されていることもあります。

閲覧制限がかけられている場だからと思って安心していても、閲覧制限の範囲を誤って設定していたり、誰かに解除されたりすることがあります。閲覧者が情報をコピーして保存し、別の場で流出する可能性もあります。

特にLINEについては、設定によって携帯電話番号や登録しているLINEグループから、意図せず個人のLINEとつながることがあります。Facebook、Instagram、Twitterなどは、限定した仲間に発信したつもりが、保護者、児童生徒の目に触れるケースもあり得ます。利用しているSNSの利用規約やプライバシー設定を確認するとともに、内容についても十分注意しましょう。

2 発信した情報は消えないという認識をもって利用する

消したはずだと思っても一度公開された情報は半永久的に残ります。

SNSサービスから投稿やアカウントを削除したり、一度公開した投稿を閲覧不可にしたりしても、一度発信された情報はインターネット上のどこかに残っています。また、発言や画像、映像はコピーされたり、シェアされたりして、完全に消し去ることが不可能になります。一度投稿したものは消えないという認識をもち、投稿する前に一度立ち止まって内容を再確認する等、十分に注意を払いましょう。

個人の発言の自由や思想の自由は尊重されますが、発言が他へ与える影響について、想像力を働かせ、教職員としての自覚と責任に基づいた発言に心掛けましょう。また、他者の人権を尊重し、人を傷つけるような発言は慎みましょう。もし、万が一自らの投稿が批判を集めてしまった場合は、隠蔽せず、管理職に相談しましょう。

3 法令を遵守する。

気づかないうちに法令違反の投稿をしているかもしれません。

著作権・知的所有権・肖像権の侵害、名誉棄損など、SNSを利用する上で留意すべき法律があります。他者の投稿をリツイートするだけで法令違反になる可能性もあります。

就業時間中にSNSを私的に利用した場合、地方公務員法上の職務専念義務違反に当たります。原則として個人のスマートフォンは職員室等で管理し、児童生徒の活動場所には持っていないようにしましょう。校外の活動やプール等、緊急対応として電話連絡をしなければならないようなケースが考えられる場合や、教育活動で利用しなければならない場合には事前に管理職に携行の許可を得ましょう。

また、職務上知り得た秘密をSNSに投稿した場合は守秘義務違反となります。政治的行為とみなされる投稿についても法令違反となりますので、厳に慎みましょう。

4 児童生徒の個人情報やそれにつながる情報を投稿しない。

氏名や校名を伏せても個人が特定される可能性があります。

勤務する学校名や学校に通う児童生徒の個人情報を、SNS上に投稿してはいけません。公務員としての守秘義務違反になることはもちろんですが、児童生徒の不利益や学校教育に対する信用の失墜につながることも十分考えられます。

また、たとえ対象の個人名、学校名を伏せて投稿しても、投稿画像に含まれるデータ（例：GPS情報）や拡大された画像の背景情報によって判明したり、投稿の内容から個人や場所が特定されたりすることがあります。同様に、SNSのアカウント名が匿名であっても、投稿者本人を特定することも可能です。発信する内容には十分注意を払う必要があります。

5 個人の意見、考えであることを明記する。

個人的な意見が、教職員全体や学校の考えだと誤解をされてしまうこともあります。

国政や市政に対する考えなども含めて、個人としての意見や感想が、所属校の教職員全体の思いや見解として受け取られ、問題となるケースがあります。プロフィールやアカウントに所属（小学校勤務、浜松市教員等）を示しているような場合は、特に組織としての考えや意見ではないことを明記しましょう。

例)「投稿内容は私個人の意見であり、浜松市及び所属部署の見解を代表するものではありません。」

また、プロフィールやアカウントに所属を示していない場合においても、上述4のように、投稿内容から特定される場合があるので、同様に留意が必要です。

6 児童生徒・保護者との個人的なやりとりは原則禁止。

特定の児童生徒、保護者とのSNS上のつながりは、関係が誤解されることがあります。

自然災害発生、学校行事等の突然の変更、児童生徒の安全にかかわる緊急連絡等のやむを得ない場合を除き、職務上関係のある児童生徒、保護者とのSNSによる個人的なやりとりは原則禁止です。やりとりそのものが職務上の責任感や善意からのものであっても、特定の児童生徒や保護者とのつながりが、意図しない誤解を招く可能性があります。また、特定の児童生徒、保護者の相談に乗るうちに、いつしか不適切な関係に至ってしまうというケースも報告されています。

必要な連絡は職場の電話や連絡帳等を使用し、やむを得ずSNSで個別にやり取りをしなければならぬ場合は、管理職に報告し判断を仰いでください。なお、教育に関する相談は、直接会って話すことを心がけましょう。

◇特定の児童生徒、保護者とのSNSによるやりとりを認めるケース

教育上の必要性が認められる、児童生徒の安全を図る目的、あるいはSNS以外の連絡手段を用いた場合、明らかに非合理的であり、関係者に多大な手間がかかる時等において、学校長が認めた場合のみ認めるものとする。その際、学校長は、そのやりとりの経緯、内容を把握し、適切な関わりが保たれるよう、指導監督することを必須条件とする。

例

- ・不登校、児童生徒の特性上の理由、家庭の事情等により当該児童生徒の安否確認、意思の交換がSNSでのやり取りによってしか成立しないケース。
- ・校外学習、学校行事等における緊急的な連絡、部活動に関する連絡、PTA活動に関する連絡等においてSNS以外の連絡手段を用いた場合、その目的の達成が著しく困難になるケース。ただしこの場合においては、1対1のやりとりは禁止とし、原則2名以上への連絡とすること。

教職員SNS利用チェック

あなたの利用しているSNSのプライバシー設定や過去の投稿内容をチェックしてみましよう。

- SNS等インターネット上で発信（入力）した情報は、誰かに見られる可能性があることを認識して投稿している。
- 投稿記事や会話などは、閲覧できる者の設定を正しく管理している。
- 発信（入力）した情報は消えないという意識で発信している。
- 自分自身の不必要な個人情報を出していない。
- 投稿内容は、「信用失墜行為の禁止」や「秘密を守る義務」等の職務義務に違反しない適切なものである。
- 児童生徒に関わる内容をプライベートで投稿していない。
- 投稿した画像やコメント等に他人や個人を特定できるものがある場合、本人の許可を得ている。
- 勤務校の児童生徒、保護者があなたの投稿を目にしても問題のない内容になっている。
- 私的な目的で勤務時間中にSNSを利用していない。
- 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係のない私的なやりとりは行っていない。
- 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係するやりとりを行う際には、管理職の許可を得ている。

1 閲覧者設定・公開範囲を確認する

利用しているSNSの利用規約やプライバシー設定を確認するとともに、内容についても十分注意しましょう。

2 情報は消えないという認識をもつ

一度ネット上に投稿したものは消えないという認識をもち投稿には十分注意を払いましょう。個人の発言の自由や思想の自由は尊重されますが、発言が他へ与える影響について、想像力を働かせ、教職員としての自覚と責任に基づいた発言に心がけましょう。

3 法令を遵守する

著作権・知的所有権・肖像権の侵害、名誉棄損など、SNSを利用する上で留意すべき法律があることを意識してください。加えて、地方公務員法で定められた教育公務員の身分上の義務（職務専念義務、守秘義務、政治的行為の制限等）の違反にならないよう留意しましょう。

4 児童生徒の個人情報を発信しない

勤務する学校名や学校に通う児童生徒の個人情報をSNS上に投稿してはいけません。公務員としての守秘義務違反になることはもちろんですが、児童生徒の不利益や学校教育に対する信用の失墜につながることも十分に考えられます。

5 個人の意見、考えであることを明記する

教育や国政・市政に対する考えなどの個人的な感想が所属校の教職員の考えとして誤解され、問題となるケースがあります。プロフィールやアカウントに所属（小学校勤務、浜松市教員等）を示しているような場合特に組織としての考えではないことを明記しましょう。また、所属を示していない場合でも、投稿から個人が特定される場合があるので、留意が必要です。

6 児童生徒、保護者との個人的なやりとりは原則禁止

自然災害発生、学校行事等の突然の変更、児童生徒の安全にかかわる緊急連絡等のやむを得ない場合を除き、職務上関係のある児童生徒、保護者とのSNSによる個人的なやりとりは原則禁止です。やりとりそのものが職務上の責任感や善意からのものであっても、特定の児童生徒や保護者とのつながりが、意図しない誤解を招く可能性があります。必要な連絡は職場の電話や連絡帳等を使用し、やむを得ずSNSで個別にやり取りをしなければならない場合は、管理職に報告し判断を仰いでください。

教育に関する相談は、直接会って話すことを心掛けましょう。

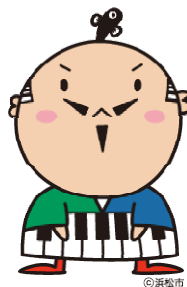
教育公務員として
恥ずかしくない、
良識のある
SNSの利用を
心掛けるのじゃ！



教職員 SNS 利用チェック

あなたの利用している SNS のプライバシー設定や過去の投稿内容をチェックしてみましょう。

- SNS 等インターネット上で発信（入力）した情報は、誰かに見られる可能性があることを認識して投稿している。
- 投稿記事や会話などは、閲覧できる者の設定を正しく管理している。
- 発信（入力）した情報は消えないという意識で発信している。
- 自分自身の不必要な個人情報を出していない。
- 投稿内容は、「信用失墜行為の禁止」や「秘密を守る義務」等の職務義務に違反しない適切なものである。
- 児童生徒に関わる内容をプライベートで投稿していない。
- 投稿した画像やコメント等に他人や個人を特定できるものがある場合、本人の許可を得ている。
- 勤務校の児童生徒、保護者があなたの投稿を目にしても問題のない内容になっている。
- 私的な目的で勤務時間中に SNS を利用していない。
- 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係のない私的なやりとりは行っていない。
- 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係するやりとりを行う際には、管理職の許可を得ている。



浜松市教職員の SNS 利用に関するガイドライン

ガイドライン作成の目的

日常的な情報の交換や共有、自然災害時の連絡等、SNS は今や私たちの生活において欠かすことのできない情報伝達手段となっています。もはや学校教育においても、児童生徒に対して、SNS 利用における情報モラルについて指導し、考えさせることは必須とも言えます。教育現場においても、学習活動の効果的なツールとしての利用や、研究成果の共有、教職員同士の意見交換等、積極的に SNS が活用されています。

一方で、SNS 上での個人の発言や、相互のやりとりが、倫理的・社会的に問題となる事例が頻発していることも事実です。特に教職員は、如何なる理由があっても、市民の誤解を招くことのないように良識ある SNS 利用を心掛け、インターネット上の振る舞いにおいても、教育公務員としての信用を傷つけることは許されません。

そこで、本市の教職員個人が、SNS を利用する際に、教育公務員としての使命、責任を認識したうえで、それらを適切に利用することができるよう、本ガイドラインを策定し、その遵守を求めます。

本ガイドラインにおける教職員の範囲

校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
学校栄養職員、学校事務職員、給食員、用務員
臨時講師、臨時養護教諭、臨時栄養職員、非常勤講師、
支援員など

本ガイドラインの対象となる SNS 等 及びその特徴

SNS (Social Networking Service) とは インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称です。代表的なものに Facebook・LINE・Twitter・Instagram などがあります。その他、SNS より広義の意味合いをもつソーシャルメディアである YouTube、ブログなども本ガイドラインの対象となります。その特性としては、情報拡散のスピードの速さ、範囲の広さなどその利点として挙げられる一方で、匿名性や信ぴょう性の低さなどが危険性として指摘されています。